

長崎労働局発表

平成25年4月26日(金)

長崎労働局職業安定部需給調整事業室

主任需給調整指導官 橋口 広喜

需給調整指導官 中村 秀則

電話 095(801)0045

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

長崎労働局(局長:中原正裕)は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、労働者派遣事業を営む派遣元事業主に対して、同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

記

第1 被処分一般派遣元事業主

名 称	株式会社 大和エンジニアリングサービス
代表者の職氏名	代表取締役 中嶋 徳昭
所在地	佐世保市大塔町1645-1
許可に関する事項	許可年月日 平成17年5月1日 許可番号 般42 300018
処分理由及び処分内容	別紙1のとおり

第2 被処分特定派遣元事業主

1 名 称	株式会社 アグレス
代表者の職氏名	代表取締役 平川 貴浩
所在地	長崎市上小島五丁目2 15
届出に関する事項	届出受理年月日 平成19年10月19日 届出受理番号 特42-300453
処分理由及び処分内容	別紙2のとおり

2 名 称	株式会社 創和工業
代表者の職氏名	代表取締役 岩下 隆男
所在地	佐世保市棚方町285番地7
届出に関する事項	届出受理年月日 平成23年6月24日 届出受理番号 特42 300805
処分理由及び処分内容	別紙3のとおり

株式会社 大和エンジニアリングサービス

1 処分理由

株式会社大和エンジニアリングサービスは、少なくとも、平成23年7月1日から平成23年8月9日までの間、福島県内の就業場所において、

- (1) 労働者派遣法第4条第3項に違反して、株式会社アグレス及び株式会社創和工業から延べ341人の労働者派遣の役務の提供を受け、労働者派遣事業を行うことが禁止されている同条第1項第2号の建設業務である配管工事の業務に従事させたこと。
- (2) 職業安定法第44条に違反して、株式会社アグレス及び株式会社創和工業から、株式会社アグレス又は株式会社創和工業以外の会社に雇用されている労働者延べ169名の労働者供給の役務の提供を受け、配管工事の業務に従事させたこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) 労働者派遣事業及び請負事業に係る総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
 - ア 労働者派遣法第4条第3項
 - イ 職業安定法第44条
- (2) 上記(処分理由)の事項に係る発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

3 処分年月日

平成25年4月26日

株式会社 アグレス

1 処分理由

株式会社アグレスは、少なくとも、平成23年7月1日から平成23年8月9日までの間、福島県内の就業場所において、

- (1) 労働者派遣法第4条第1項に違反して、労働者延べ305名を契約の相手方である株式会社大和エンジニアリングサービスの指揮命令の下に配管工事の業務に従事させ、もって労働者派遣法第4条第1項第2号で禁止している建設業務への労働者派遣事業を行ったこと。
- (2) 職業安定法第44条に違反して、株式会社アグレス以外の会社に雇用されている労働者延べ36名を契約の相手である株式会社大和エンジニアリングサービスの指揮命令の下に配管工事の業務に従事させることによって、労働者供給事業を行ったこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) 労働者派遣事業及び請負事業に係る総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
 - ア 労働者派遣法第4条第1項
 - イ 職業安定法第44条
- (2) 上記(処分理由)の事項に係る発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

3 処分年月日

平成25年4月24日

株式会社 創和工業

1 処分理由

株式会社創和工業は、少なくとも、平成23年7月1日から平成23年8月9日までの間、福島県内の就業場所において、

- (1) 労働者派遣法第4条第1項に違反して、労働者延べ36名を契約の相手方である株式会社大和エンジニアリングサービスの指揮命令の下に配管工事の業務に従事させ、もって労働者派遣法第4条第1項第2号で禁止している建設業務への労働者派遣事業を行ったこと。
- (2) 職業安定法第44条に違反して、株式会社創和工業以外の会社に雇用されている労働者延べ133名を契約の相手である株式会社大和エンジニアリングサービスの指揮命令の下に配管工事の業務に従事させることによって、労働者供給事業を行ったこと。

2 処分内容

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令

- (1) 労働者派遣事業及び請負事業に係る総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。
総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。
 - ア 労働者派遣法第4条第1項
 - イ 職業安定法第44条
- (2) 上記(処分理由)の事項に係る発生の原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。
- (3) 全社にわたり遵法体制の整備を図ること。

3 処分年月日

平成25年4月26日

参考

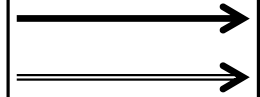
事案の概要図



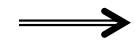
派遣元



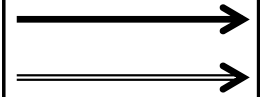
特42 - 300453
平成19年10月19日届出
株式会社アグレス



複数の供給元



特42 - 300805
平成23年6月24日届出
株式会社創和



般42 - 300018
平成17年5月1日許可
株式会社
大和エンジニアリング
サービス
(建設業務(配管工事の業務))

(参 考)

労働者派遣法 (抄)

(用語の定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。
- 五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務(港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。)
- 二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)
- 三 警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣(次節、第23条第2項、第4項及び第5項並びに第40条の2第1項第1号において単に「労働者派遣」という。)により労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務
- 2 (略)
- 3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

(一般労働者派遣事業の許可)

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(特定労働者派遣事業の届出)

第16条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第5条第2項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。(略)

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律(第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。)その他労働者に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣法施行規則

第55条 次に掲げる厚生労働大臣の権限は、労働者派遣事業を行う者の主たる事務所及び当該事業を行う事業所の所在地並びに労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 法第49条第1項及び第2項の規定による命令

職業安定法(抄)

(定義)

第4条

この法律において「労働者供給事業」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

(労働者供給事業の禁止)

第44条 何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。